第五十八条の三第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同条第二項中「その他の」を「、労働金庫又はその子会社による同項第二号又は第二号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得その他」に改め、同項ただし書中「当該事由」の下に「（当該労働金庫又はその子会社による同項第二号又は第二号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得その他内閣府令・厚生労働省令で定める事由を除く。）」を加える。

第五十八条の四第一項中「及び第三号に掲げる会社」を「、第二号の二及び第三号に掲げる会社（同項第二号の二に掲げる会社にあつては、特別事業再生会社を除く。）並びに特例対象会社」に改め、同条第七項中「新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令・厚生労働省令で定める会社」を「前条第一項第二号に掲げる会社又は特別事業再生会社」に改め、同条に次の一項を加える。

9　第一項の「特例対象会社」とは、地域の活性化に資すると認められる事業を行う会社として内閣府令・厚生労働省令で定める会社（当該会社の議決権を、当該労働金庫又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、同項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）及び前条第一項第二号又は第二号の二に掲げる会社（当該労働金庫の子会社であるものに限る。）と内閣府令・厚生労働省令で定める特殊の関係のある会社をいう。

第五十八条の五第一項第七号中「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を削り、「次条第二項」を「次号並びに次条第二項及び第四項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

七の二　経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令・厚生労働省令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について内閣府令・厚生労働省令で定める要件に該当しない会社（次条第一項及び第二項において「特別事業再生会社」という。）にあつては、当該会社の議決権を、当該労働金庫連合会又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）

第五十八条の五第五項中「子会社対象会社」と、」の下に「同項第二号又は第二号の二」とあるのは「同項第七号又は第七号の二」と、」を加える。

第五十八条の六第一項中「及び第八号に掲げる会社」を「、第七号の二及び第八号に掲げる会社（同項第七号の二に掲げる会社にあつては、特別事業再生会社を除く。）並びに特例対象会社」に改め、同条第二項中「新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令・厚生労働省令で定める会社」を「前条第一項第七号に掲げる会社又は特別事業再生会社」に改め、同条に次の一項を加える。

4　第一項の「特例対象会社」とは、地域の活性化に資すると認められる事業を行う会社として内閣府令・厚生労働省令で定める会社（当該会社の議決権を、当該労働金庫連合会又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、同項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）及び前条第一項第七号又は第七号の二に掲げる会社（当該労働金庫連合会の子会社であるものに限る。）と内閣府令・厚生労働省令で定める特殊の関係のある会社をいう。

第九十一条第一項第二号中「若しくは第二号」を「から第二号の二まで」に、「若しくは第七号」を「から第七号の二まで」に改め、同項第六号中「金融破綻処理制度」を「金融破綻処理制度」に改める。

第九十五条第一項中「基く」を「基づく」に、「若しくは監事」を「、監事若しくは会計監査人」に改める。

（預金保険法の一部改正）

第十三条　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章　金融危機への対応（第百二条―第百二十六条）」を「第七章　金融危機への対応　第七章の二　金融システムの安定を図るための金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置（第百二十六条の二―第百二十六条の三十九）」に改める。

第一条中「並びに金融危機への対応の」を「、金融危機への対応の措置並びに金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する」に改める。

第二条第四項並びに第五項第二号及び第四号中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改め、同条第六項中「第百七条の四第一項において」を「以下」に改め、同条第十項中「補てんする」を「補塡する」に改め、同条第十一項中「破綻金融機関」を「破綻金融機関」に改め、同条第十三項中「又は合併」を「、合併又は会社分割」に改める。

第十六条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員四人以内を置くことができる。

第十七条の見出し中「委員」を「委員等」に改め、同条中「委員」を「委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）」に改める。

第十八条の見出し中「委員」を「委員等」に改め、同条に次の一項を加える。

3　臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

第十九条の見出し中「委員」を「委員等」に改め、同条中「委員」を「委員等」に改め、同条第二号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第二十条（見出しを含む。）中「委員」を「委員等」に改める。

第二十一条第一項中「第十六条第四項」を「第十六条第五項」に、「委員及び」を「委員、議事に関係のある臨時委員及び」に、「六人」を「半数」に改め、同条第二項中「委員及び」を「委員、議事に関係のある臨時委員及び」に改める。

第二十二条（見出しを含む。）及び第二十三条（見出しを含む。）中「委員」を「委員等」に改める。

第三十四条中第十二号を第十四号とし、第十一号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三　破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定により選任される破産管財人、保全管理人、破産管財人代理若しくは保全管理人代理、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定により選任される監督委員、管財人、保全管理人、管財人代理若しくは保全管理人代理、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定により選任される管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理若しくは監督委員、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定により選任される管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理若しくは監督委員又は外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第百二十九号）の規定により選任される承認管財人、保全管理人、承認管財人代理若しくは保全管理人代理の業務

第三十四条第十号中「又は第百二十八条」を「若しくは第百二十八条」に改め、「第六十九条の三」の下に「又は第百二十七条の二若しくは第百二十八条の二」を加え、同号を同条第十一号とし、同条第九号の次に次の一号を加える。

十　第七章の二の規定による特別監視その他同章の規定による業務

第三十五条第一項中「、金融機関」を「、金融機関等（第百二十六条の二第二項に規定する金融機関等をいう。以下この条、第百二十二条第一項、第百二十三条第二項及び第三項並びに第百二十五条第一項において同じ。）」に改め、同条第二項中「、金融機関」を「、金融機関等」に改め、同条第三項中「金融機関又は」を「金融機関等又は」に改める。